

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案規制の名称：いわゆるスカウトバックの禁止規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止担当部局：警察庁生活安全局保安課評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 本規制の拡充による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加するなどの措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払のために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案（以下「悪質ホストクラブ事案」という。）が発生し、社会問題化している。
- ・ 悪質ホストクラブ事案では、ホストクラブの接客従業者等から当該ホストクラブの女性客の紹介を受けたスカウトと呼ばれる者が、当該女性客を性風俗関連特殊営業のうち一定の営業（いわゆるソープランド、店舗型ファッションヘルス、派遣型ファッションヘルス等）を営む者に紹介し、当該性風俗関連特殊営業を営む者からスカウトに対し、当該紹介の対価の支払い（いわゆるスカウトバック）が行われているところ、スカウトバックの提供行為は、女性客がこれらの営業において売春を行うことを助長している実態がある。
- ・ これらの営業については、現行法上、売春行為の事実が確認されれば、当該事実に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）により営業停止等の行政処分をしたり、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 11 条違反（場所の提供）により検挙したりすることが可能となっているが、スカウトバックが行われている事実のみをもって取締り等を行うことはできず、これらの営業における売春行為を未然に防止するための抑止力が十分ではない状況にある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記課題を解消・予防するため、風営適正化法を改正して、性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者によるいわゆるスカウトバックの提供行為を取り締まることが可能となることで、これらの営業における売春行為が未然に防止され、風営適正化法の目的の 1 つである善良の風俗の保持に資することが期待される。
- ・ なお、これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、都道府県公安委員会が本規制の違反に係る行政処分を行った件数や、本規制の違反に係る検挙件数等を把握するなどにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 本改正により、新たな遵守費用は発生しない。

＜行政費用＞

- ・ 本改正により、新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 有識者検討会において、「スカウトバック」行為に対する規制が必要であるとされ、性風俗関連特殊営業を営む者が、スカウト等から求職者の紹介を受けた場合において、紹介料として対価を支払うことを規制することが考えられるとされた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 悪質ホストクラブ対策検討会（令和6年7月～12月に実施）

＜関連する会合の議事録の公表＞

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/hostclubto/hostclubto.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。